

裁 決 書

審査請求人

奈良市〇〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

奈良市二条大路南一丁目 1 - 1

奈良市

上記代表者 奈良市長 仲 川 元 庸

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成〇年〇月〇日付けでした審査請求について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

平成〇年〇月〇日に奈良市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し行った国民健康保険料決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

処分庁は、保険料を算定するにあたり、所得割額の算定において、奈良市国民健康保険条例（昭和 31 年奈良市条例第 13 号）（以下「市条例」という。）第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定を誤って解釈し、総所得金額等から基礎控除（33 万円）のみ控除し、保険料率を乗じて算定しており、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 第 1 項各号に規定する各種控除を行わずに保険料を算定している。

市条例第 10 条第 2 項では、「同法（地方税法）第 313 条第 9 項中雑損失に係る部分の規定を適用しない」とされており、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する当該年の雑損失の控除を前提としたうえで、翌年以降への繰越控除を適用しない旨を定めていることから、処分庁が市条例第 10 条第 1 項の解釈を誤っていることは明らかである。

第 2 処分庁の弁明

処分庁は、弁明書（平成 27 年 8 月 24 日付け）において、本件処分に係る審査請求について棄却するとの裁決を求め、その理由として次のとおり主張する。

請求人が平成〇年度の奈良市国民健康保険の賦課決定処分の取消しを申し立て、控訴した大阪高等裁判所の判決（平成 26 年（行コ）第 157 号決定処分

取消請求控訴事件（平成27年1月30日判決言渡し、控訴棄却）では、『所得割額は、被保険者の総所得金額から基礎控除額のみを控除した金額に所得割の保険料率を乗じて算定する旨定めたものと解され、地方税法第314条の2第1項各号所定の各種控除は適用されないものと解される（なお、同項に規定する「総所得金額」とは、同項各号所定の各種控除がされる前の金額を指すものと解される。）。』とされた。

よって、市条例第10条第1項に規定する「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額」の「総所得金額」とは、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額から、同項各号の各種控除がなされる前の金額であり、保険料の算定に誤りはない。

第3 判断

地方税法第314条の2第1項には、「市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。」と規定されており、市条例第10条第1項に規定する「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額」が同項各号に定める金額を控除する前の金額であることは明らかである。

なお、請求人は、反論書（平成27年10月19日付け）において、市条例第10条第2項で「同法（地方税法）第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しない」ことが、地方税法第314条の2第1項第1号に規定する当該年の雑損失の控除を前提としたうえで、翌年以降への繰越控除を適用しない旨を定めているのであって、市条例第10条第1項の解釈を誤っていることを示すものであると主張しているが、これは、市条例第10条第1項において、当該年の雑損失控除の適用がないことから、雑損失の繰越控除についても適用しないことを規定したものである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のことから、主文のとおり裁決する。

平成28年11月30日

審査庁 奈良県国民健康保険審査会
会長 石黒良彦

この裁決の取消しの訴えは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります。）、提起することができます。（なお、裁決のあったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）

ただし、同法第10条第2項の規定により、この裁決の取消しの訴えにおいては、原処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。